

# SOLEIL

弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所

NewsLetter

2023.3

Vol.22



消費者庁による措置命令  
・課徴金納付命令の実例  
2023年2月の執行状況について見る





今月号のテーマは、2023年2月の消費者庁による取り締まり実例解説です。

2023年2月に消費者庁から合計7社に対し、景品表示法に基づく「措置命令」や「課徴金納付命令」が出されました。

今回の指摘は、「塗るだけでダイエット効果」や「貼るだけで燃費向上」、「ウィルス除去」、「事前表示と実際が異なる座席」に対して優良誤認表示が認められる、というものでした。

「～するだけで」や「空間除菌」に対しては、これまでも摘発事例がありましたが、今回のコンサート関連の表示に対しては、初の摘発事例となりました。

販促活動をされる皆様必読の内容となっておりますので、是非最後までお読みください。

## ～今月のテーマ～

2022年中においては、数十件に及ぶ措置命令・課徴金納付命令が消費者庁から出されました！



弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所  
弁護士 古谷 祐介

## Executive Summary

1. はじめに
2. ボディクリームを販売するなどしていた業者に課徴金納付命令
3. 四輪車等の燃費向上効果等を標榜する商品の製造販売業者に措置命令
4. オゾン除菌消臭器を供給するなどしていた業者に課徴金納付命令
5. コンサートの提供事業者3社に措置命令
6. まとめ



## 1 はじめに

2022年中において、消費者庁は、景品表示法に基づき、数多くの措置命令・課徴金納付命令を出しており、その数は両者をあわせると30件程度にも及びます。

景品表示法は、消費者保護のため、不当な表示を禁止しています。具体的には①「優良誤認表示」や②「有利誤認表示」、③「その他、誤認させるおそれがある表示（おとり広告等）」が禁止されています。

景品表示法に違反する不当な表示が行われている疑いがある場合、消費者庁は、情報や関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を行います。そして、調査の結果、違反行為が認められた場合、消費者庁は、当該行為を行っている事業者に対し、措置命令を行います。措置命令の内容として、消費者庁は、一般消費者に与えた誤認の排除を命じたり、再発防止策の実施を命じたり、今後同様の違反行為を行わないことを命じたりします。

更に、当該案件において、課徴金納付命令の要件を満たしている場合には、消

費者庁は、措置命令に続いて、課徴金納付命令を出します。

なお、景品表示法に基づく措置命令につきましては、都道府県知事もその権限を有しており、都道府県知事も措置命令を行うことが出来ます。

2023年に入ってから、措置命令・課徴金納付命令が執行されています。

先月(2023年2月)においては、消費者庁から、合計4件の命令(措置命令2件、課徴金納付命令2件)が出ておりますので、それを実例として、命令の実態を見ていきたいと思います。

## 2 ボディクリームを販売するなどしていた

### 業者に課徴金納付命令

2023年2月8日、ボディクリームを販売するなどしていた業者に対して、課徴金納付命令が出されました。

対象行為に係る商品はボディクリームで、表示媒体は自社ウェブサイトでした。

表示内容は、当該商品の容器包装の画像とともに、「ついに：部分痩せが可能に」「女の格を上げるのは塗るだけダイエット?!」「ダイエットにも美容にもこれ1本!」「痩身効果」等と記載されたものであり、このような表示につき、【あたたかも、本件商品を身体の部位に塗布するだけで…当該部位に短期間で著しい痩身効果が得られるか

## 消費者庁報道資料

別紙



### 3 四輪車等の燃費向上効果等を標榜する 商品の製造販売業者に措置命令

2023年2月10日、四輪車等の燃費向上効果等を標榜する商品の製造販売業者2社に対して、措置命令が出されました。

対象行為に係る商品は、「●●Power○○」といった名称が付された商品等で、表示媒体は自社ウェブサイトとYahooやAmazonにおいて開設された自社販売サイト・販売ページでした。

「貼るだけで得られる効果」、「エンジン内の空気の流れがスムーズになり、馬力・トルク共に向上」、「燃費に好影響 エンジンの燃焼効率が改善されることで、燃費の改善が期待できます。」等の記載が、【あたかも、商品を四輪車又は二輪車に貼付するだけで、燃費、馬力及びトルクが向上し、また、排ガスを削減する効果が得られるかのように示していた】とされ、これらの表示が優良誤認表示（実際のものより著しく優良であると示すもの）に当たるとされました。

この件につきましても、事業者側が提出した資料は、【裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められない】とされ、措置命令が出されました。

#### 消費者庁報道資料



措置命令の内容としましては、

- ①当該表示が、当該商品につき、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであることを【一般消費者に周知徹底】すること、
  - ②【再発防止策】を講じて、これを従業員に周知徹底すること、
  - ③当該表示を速やかにやめ、今後、合理的な根拠を有することなく、【同様の表示を行わない】こと
- といったものになっております。



出典：[https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_230210\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_230210_02.pdf)

### 4 オゾン除菌消臭器として表示 していた業者に課徴金納付命令

2023年2月14日、オゾン除菌消臭器について、自社ウェブサイトなどで効果を確認したと表示していた業者にに対し、課徴金納付命令が出されました。

対象行為に係る商品は除菌消臭器で、表示媒体は自社ウェブサイト、及び、楽天市場、PayPayモールに開設した自社ウェブサイトでした。

表示内容は、「新型コロナウイルス不活化効果を確認」、「20畳までの空間を快適空間に」、「オゾンでウイルス除去を徹底サポート」、「オゾン除菌消臭器で生成した低濃度のオゾンによる新型コロナウイルスの不活化効果を確認 ……大学と2例目となる共同研究を実施」等と表示するものでした。

このような表示につき、【あたかも、本件商品を使用すれば、本件商品によって発生するオゾンの作用により、リビングルームや玄関などの20畳までの様々な空間において、新型コロナウイルスを除去する効果が得られるかのように示し表示をしていた】とされました。



この件でも、業者が根拠資料を提出しましたが、【当該資料は：合理的な根拠を示すものとは認められない】と判断され、課徴金納付命令が出されたというものです（この件の措置命令は、2021年7月28日に出されています）。

なお、この件の課徴金の額は、「3216万円」でした。

## 消費者庁報道資料



出典 : [https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_230214\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_230214_1.pdf)

## 5 コンサートの提供事業者

### 3 社に措置命令

2023年2月16日には、コンサートの提供事業者3社に対して、優良誤認表示を理由に措置命令が出されました。

対象は役務提供（サービスの提供）であり、著名なアーティストのライブに関するものであることから報道も多くなされ、ニュース報道を目にした方もいるかと思いますが（アーティストのライブに関する優良誤認は初めてのものと言われております）。

対象役務は東京ドームで実施されたコンサートであり、表示の媒体はオフィシャルウェブサイト等となります。

サイトにおいては、「会場の座席レイアウトはこちら」との記載と共に、SS席、S席…等の各座席の会場内でのそれぞれの配置場所が図示されるなどしていました。

これにつき、①「あたかも、SS席を購入すれば、1階アリーナ席で本件役務の提供を受けることができる」ように表示されているが、実際には、SS席を購入しても（1階アリーナ席ではなく）1階スタンド席の場合があった、②「あたかも、S席を購入すれば、1階スタンド席で役務の提供を受けることができる」ように表示されているが、実際には、主に1階スタンド席の後方でしか見られないか、バルコニー席又は2階スタンド席であった、などとして、優良誤認とされてしまいました。

報道等によれば、事前の表示内容からして、例えば、SS席を購入した人は、「必ず1階のアリーナ席でライブが見られる」と期待していたところ、実際にはそうでなかったため、多くのクレーム・苦情があったようです。

措置命令の内容は、

- ① 優良誤認表示・景品表示法違反があったことにつき一般消費者に対し周知徹底すること
  - ② 再発防止策・役員及び従業員への周知徹底
  - ③ 今後、同様の表示を行わないこと
- となっております。

## L'Arc ~ en ~ Ciel 「30th L'Anniversary LIVE」 公式サイトより



出典 : <https://le-ciel.com/s/n107/page/live-30th?ima=2809>

座席レイアウト変更後

## 消費者庁報道資料



出典 : [https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation\\_cms209\\_230216\\_02.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_230216_02.pdf)

座席レイアウト変更前

2022年に続き、2023年においても、消費者庁から毎月複数の措置命令・課徴金納付命令が出ております（2023年1月には、措置命令が1件、課徴金納付命令が5件出ております）。

また、その数の多さだけでなく、対象となる商品・役務（サービス）も多岐に渡り、対象事業者も様々です。

せっかく良い商品・サービスであったとしても、その表示が「不当表示」と判断されてしまいますと、後から措置命令や課徴金納付命令を受けてしまうことになりますので、景品表示法等の関係法令につき十分注意の上、表示をして頂ければと思います。



## 執筆者紹介

弁護士 古谷 祐介

### 【学歴】

早稲田大学高等学院 卒業

早稲田大学法学部 卒業

中央大学法科大学院 修了

### 【職歴】

平成 19 年 12 月 都内法律事務所 入所

令和 2 年 12 月 丸の内ソレイユ法律事務所 入所

ヘルス&ビューティーチームとして顧問業務の外、契約書のレビュー、法人の倒産案件、労働案件（使用者側）、不動産案件、契約トラブル、債権回収に携わる。どんな案件にも対応できる総合力のある「オールラウンダー」。

## 丸の内情報

### 丸の内駅伝



### 【開催日時】

2023 年 3 月 4 日(土)

スタート (1)13:00 (2)15:00

2023 年の 3 月 4 日に丸の内駅伝が開催されました。今年で 13 回目となる本駅伝は、1 チーム 4 名が丸の内仲通りを中心とした 1 周約 600 メートルのコースを 1 人 4 周し、襷をつないでいく駅伝となっております。参加資格は、満 20 歳以上の丸の内エリアの事務所に勤務する方、または丸の内エリアの事業所に勤務する方の紹介が得られる方、女性 1 名以上の男女混合チームであることが条件となっております。丸の内周辺勤務の方々は来年参加されてみてはいかがでしょうか。

## 主催オンラインセミナー



開催日時：2023 年 4 月 19 日(水) 14:00 ~ 15:00

受講料：5,500 円 ※顧問企業のご担当者様は無料

これまで法規制が無かったステルスマーケティングですが、2023 年の秋までには景品表示法で規制する動きが出ています。本セミナーでは、ステルスマーケティングにおける最新規制を全国でもいち早く捉え、企業が広告宣伝を行ううえでの留意点と運用基準について詳しく解説いたします。

お申し込み：<https://maru-soleil-20230419.peatix.com>

## 広告審査サービス

スポット広告審査 A4 1 枚 11,000 円



### 広告審査内容

リスク度、修正案、修正理由

リスク度は 4 段階で表現

☆、★、★★、★★★

星が多くなるほどリスク高

作業優先、1 枚当たりの審査費用がお安くなる「顧問プラン」もご用意しております。

チラシ 1 枚からスポットでご依頼頂けますのでお気軽にお問い合わせください。

## 無料相談のご案内

美容健康広告審査、利用規約、最終購入確認画面のチェック等、その他企業法務に関するご相談は初回 30 分無料でご相談を承っております。

TEL : 03-5224-3801 E-mail : [office@maru-soleil.jp](mailto:office@maru-soleil.jp)